

7. 研究所関係資料

1. 設立の経緯

東京文化財研究所は、2001（平成13）年4月1日に東京国立文化財研究所が独立行政法人化され独立行政法人文化財研究所東京文化財研究所となった。その前身である東京国立文化財研究所は、1952（昭和27）年4月1日に発足し、その母体となったものは、昭和5年に創設された政府機関の帝国美術院附属美術研究所である。

この美術研究所は、1924（大正13）年7月、帝国美術院長子爵故黒田清輝の遺言により美術奨励事業のために寄附出損した資金で遺言執行人が選択決定した事業である。すなわち遺言執行人代表伯爵樺山愛輔は、故子爵の遺志にしたがってこの資金で行うべき事業の選択を伯爵牧野伸顕に一任した。牧野伯爵は帝国美術院長福原隼二郎及び東京美術学校長正木直彦とはかつて諸方面の意見を徴し、またわが国美術研究の必要に照らして次の事業を行うこととした。

- （1）美術に関する基礎的調査研究機関として美術研究所を設けること。
- （2）黒田子爵の作品を陳列して同子爵の功績を記念すること。
- （3）前二項の目的を達するために適当な建物を造営すること。
- （4）事業成立の上は一切これを政府に寄附すること。

2. 年代別重要事項

期 日	事 項
昭和元年 12 月	前期の事業を遂行するため委員会が組織され、東京美術学校長正木直彦が委員長に就任し、美術研究所事業については東京美術学校教授矢代幸雄、黒田子爵作品陳列については東京美術学校教授久米桂一郎・同岡田三郎助・同和田英作・同藤島武二及び大給近清、建物造営については東京美術学校教授岡田信一郎、会計事務については遺言執行人打田伝吉を各委員として事務を分掌進行させた。
昭和 2 年 2 月	美術研究所準備事業を開始した。
同年 10 月	東京市上野公園内に鉄筋コンクリート造、半地階 2 階建、延面積 1,192m ² の建物 1 棟を起工した（本館）。
昭和 3 年 9 月	前記の建物が竣工したので、黒田記念館と名付け、美術研究所開設のため必要な備品・図書・写真等の研究資料を設備し、また館内に黒田子爵記念室を設け、黒田清輝の作品を陳列した。
昭和 4 年 5 月	遺言執行人代表者樺山愛輔は、建物・設備・研究資料等一切の外に金 15 万円をそえて帝国美術院長に寄附を願い出た。
昭和 5 年 6 月 28 日	勅令第 125 号により帝国美術院に附属美術研究所が置かれ、東京美術学校長正木直彦が同研究所の主事に補せられた。
同年 10 月 17 日	美術研究所開所式を挙行了した。
昭和 7 年 1 月	美術研究所の研究成果発表機関誌として、定期刊行物『美術研究』を創刊した。
同年 4 月 18 日	株式会社朝日新聞社より明治大正美術史編纂費として本年から向う 5 か年間毎年 5 千円、合計 2 万 5 千円を帝国美術院に寄附したいとの申出があった。

期 日	事 項
昭和 7 年 5 月 26 日	帝国美術院はこの申出を受理した。 明治大正美術史編纂委員会規程を設け、美術研究所は明治大正美術史の編纂に関する事務を行うことになった。
昭和 9 年 10 月 18 日	毎年 10 月 18 日を開所記念日と定めた。
昭和 10 年 1 月 28 日	鉄筋コンクリート造、2 階建、延面積 129m ² の書庫が竣工した。
同年 4 月	『日本美術年鑑』の編纂事務を開始した。
同年 6 月 1 日	勅令第 148 号により美術研究所官制が公布された。 研究資料閲覧規程を制定し、閲覧事務を開始した。
同年 11 月 29 日	美術研究所長職務規程、美術研究所事務分掌規程が制定された。
昭和 12 年 6 月 24 日	勅令第 281 号により美術研究所官制中改正の件が公布され、従来、帝国美術院に附置されていたのを文部大臣の直轄に改められた。
昭和 13 年 2 月 12 日	木造、平屋建、延面積 97m ² の写真室 1 棟が竣工した。
昭和 19 年 8 月 10 日	黒田清輝の作品、並びに写真原版を東京都西多摩郡小宮村谷間家倉庫に疎開した。
昭和 20 年 5 月 28 日	美術研究所の図書・諸資料全部を山形県酒田市本町 1 丁目本間家倉庫 3 棟に疎開した。
同年 7～8 月	酒田市本間家倉庫に疎開した図書資料を爆撃の危険を避けるため、さらに酒田市外牧曾根村松沢世喜雄家倉庫・観音寺村村上家倉庫・大沢村後藤作之丞家倉庫にそれぞれ分散疎開した。
昭和 21 年 3 月 29 日	酒田市疎開中の図書・諸資料等の東京向け発送を終了した。
同年 4 月 4 日	酒田市疎開中の図書・諸資料等が東京に到着し、引揚げを完了した。
同年 4 月 16 日	東京都西多摩郡に疎開中の黒田清輝作品並びに写真原版の引揚げを完了した。
昭和 22 年 5 月 1 日	美術研究所官制が廃止され、国立博物館官制が制定された。美術研究所は同館の附属美術研究所となった。 国立博物館に保存修理課発足。同課内に保存技術研究室を置いた（保存科学部の前身）。昭和 23 年度より専任の職員を配置し、研究を開始した。研究室は国立博物館本館地下の修理室の一室（66m ² ）に設けた。
昭和 25 年 8 月 29 日	文化財保護法の制定にともない、美術研究所は文化財保護委員会の附属機関となった。 文化財保護委員会事務局設置にともない、保存科学研究室は国立博物館保存修理課から文化財保護委員会事務局保存部建造物課に所属換えとなった。
昭和 26 年 1 月 31 日	美術研究所組織規程が定められ、第一研究部・第二研究部・資料部・庶務室が置かれた。
昭和 27 年 4 月 1 日	文化財保護法の一部が改正、東京文化財研究所組織規程が定められ、美術部・芸能部・保存科学部・庶務室の 3 部 1 室が置かれ、美術研究所組織規程が廃止された。
同年 7 月 1 日	また文化財保護委員会事務局保存部建造物課保存科学研究室も廃止された。 芸能部研究室として東京芸術大学音楽学部邦楽科教室 2 室を同大学から借用し、研究を開始した。
昭和 28 年 4 月 26 日	保存科学部研究室として、東京国立博物館構内の倉庫 132m ² を改造のうえ移転した。
昭和 29 年 7 月 1 日	東京文化財研究所組織規程の一部が改正され、東京国立文化財研究所となった。

期 日	事 項
昭和 32 年 3 月 22 日	東京国立博物館構内に木造、外部鉄網モルタル塗、平屋建、8m ² の保存科学部の薬品庫が竣工した。
同年 11 月 30 日	従来の 2 階建書庫の上にさらに 1 階を増築 3 階建とし、増築分延面積 71m ² が竣工した。
昭和 34 年 4 月 30 日	東京国立文化財研究所研究受託規程が定められ、この年度から受託研究が開始された。
昭和 36 年 9 月 16 日	東京国立文化財研究所組織規程の一部が改正され、従来の庶務室は庶務課となった。
昭和 37 年 3 月 31 日	東京国立博物館内に保存科学部庁舎（保存科学部実験室）として、鉄筋コンクリート造、2 階建、延面積 663m ² の建物 1 棟が竣工した。
同年 7 月 1 日	東京国立文化財研究所組織規程の一部が改正され、新たに保存科学部に修理技術研究室が置かれた。
同年 7 月 20 日	芸能部研究室は、保存科学部庁舎の竣工にともない、旧保存科学部庁舎に移転した。
昭和 43 年 6 月 15 日	文部省設置法の一部が改正され、本研究所は文化庁附属機関となった。
昭和 44 年 8 月 23 日	保存科学部庁舎に隣接して新営される別館庁舎（延 1,950.41m ² ）の起工式が行われた。
昭和 45 年 3 月 25 日	前記の別館が竣工したので、同年 5 月 26 日竣工式が行われた。芸能部は、別館 3 階に移転した。
同年 5 月 8 日	保存科学部は別館の地階～2 階に実験用機械類の移転据付を完了した。
同年 6 月 29 日	保存科学部庁舎の 1 階の模様替工事に着手し、同年 10 月 15 日工事が完了した。
同年 11 月 2 日	所長及び庶務課は、本館から保存科学部庁舎の 1 階に移転した（本館は、美術部庁舎となる）。これにより研究所の所在地表示は「12 番 53 号」から「13 番 27 号」に変更された。
昭和 46 年 4 月 1 日	保存科学部庁舎及び別館の敷地 2,658m ² を東京国立博物館から所管換された。
昭和 48 年 4 月 12 日	文部省設置法施行規則の一部が改正され、新たに修復技術部が設けられ 4 部 1 課となり、修復技術部に第一修復技術研究室及び第二修復技術研究室が置かれ、保存科学部修理技術研究室は廃止された。
昭和 52 年 4 月 18 日	文部省設置法施行規則の一部が改正され、情報資料部の新設により 5 部 1 課となり、情報資料部に文献資料研究室及び写真資料研究室が置かれ、美術部資料室は廃止された。
昭和 53 年 3 月 20 日	本館構内の写場等（木造、平屋建、延面積 144m ² ）を取りこわし、情報資料部研究棟として、鉄筋コンクリート造、地下 1 階、地上 3 階、延面積 569.95m ² の建物が竣工した。
同年 4 月 5 日	文部省設置法施行規則の一部が改正され、新たに修復技術部に第三修復技術研究室が置かれた。
昭和 59 年 6 月 28 日	文部省組織令が改正され、本研究所は文化庁施設等機関となった。
平成 2 年 10 月 1 日	文部省設置法施行規則の一部が改正されて、新たにアジア文化財保存研究室が置かれ、5 部 1 室 1 課となった。
平成 5 年 4 月 1 日	文部省設置法施行規則の一部が改正されて、アジア文化財保存研究室は、国際文化財保存修復協力室となった。

期 日	事 項
平成 7 年 4 月 1 日	文部省設置法施行規則の一部が改正されて、国際文化財保存修復協力室が廃止され、新たに国際文化財保存修復協力センターが設置された。同センターには、企画室及び環境解析研究指導室が置かれ、1センター5部1課となった。
平成 9 年 10 月 1 日	文部省設置法施行規則の一部が改正されて、国際文化財保存修復協力センターに保存計画研究指導室が置かれた。
平成 12 年 2 月 4 日	新営庁舎として、鉄筋コンクリート造、地上 4 階地下 1 階、延面積 10,557.99m ² （建築面積 2,258.48m ² ）が竣工した。
同年 2 月 21 日	新営庁舎の竣工にともない、別館（庶務課・芸能部・保存科学部・修復技術部・国際文化財保存修復協力センター）部分の移転が開始された。
同年 3 月 6 日	新営庁舎の竣工にともない、本館（美術部・情報資料部）の移転が開始された。
同年 3 月 22 日	建設省関東地方建設局営繕部より、新営庁舎の外構工事、植栽等の引き渡しを受け、新営庁舎関係の工事が完了した。
同年 5 月 11 日	新営庁舎の竣工を記念し、開所記念式典を挙行了した。 この式典の挙行に際し、毎年 5 月 11 日を開所記念日と定めた。
平成 13 年 3 月 29 日	黒田記念館改修工事が竣工し、展示スペースが黒田記念室及び展示室の 2 室になった。
同年 4 月 1 日	東京国立文化財研究所は、奈良国立文化財研究所と統合され、独立行政法人文化財研究所東京文化財研究所となった。 この独立行政法人化に伴い、東京文化財研究所は、管理部、協力調整官 情報調整室、美術部、芸能部、保存科学部、修復技術部、国際文化財保存修復協力センターの 1センター5部1協力調整官 情報調整室となった。
平成15年 9月 19日	黒田記念館にエレベーターを設置し、門扉、外構の改修工事を行った。
平成18年4月 1 日	文化財研究所組織規程の一部が改正されて、協力調整官 情報調整室は企画情報部に、芸能部は無形文化遺産部に、国際文化財保存修復協力センターは文化遺産国際協力センターとなった。

3. 歴代所長（昭和5年～平成18年度）

役 職	氏 名	期 間
主事	正木直彦	昭和 5. 6.28 ~ 昭和 6.11.24
主事	矢代幸雄	昭和 6.11.25 ~ 昭和10. 5.31
所長事務取扱	和田英作	昭和10. 6. 1 ~ 昭和11. 6.21
所長	矢代幸雄	昭和11. 6.22 ~ 昭和17. 6.28
所長事務取扱	田中豊蔵	昭和17. 6.29 ~ 昭和22. 8.15
所長	田中豊蔵	昭和22. 8.16 ~ 昭和23. 5.10
所長代理	福山敏男	昭和23. 5.11 ~ 昭和24. 8.30
所長	松本栄一	昭和24. 8.31 ~ 昭和27. 3.31
所長事務代理	矢代幸雄	昭和27. 4. 1 ~ 昭和28.10.31
所長	田中一松	昭和28.11. 1 ~ 昭和40. 3.31
所長	関野克	昭和40. 4. 1 ~ 昭和53. 4. 1
所長	伊藤延男	昭和53. 4. 1 ~ 昭和62. 3.31
所長	濱田隆	昭和62. 4. 1 ~ 平成 3. 3.31
所長	西川杏太郎	平成 3. 4. 1 ~ 平成 8. 3.31
所長	渡邊明義	平成 8. 4. 1 ~ 平成13. 3.31
（独立行政法人文化財研究所 東京文化財研究所に移行）		
所長	渡邊明義	平成13. 4. 1 ~ 平成16. 3.31
所長	鈴木規夫	平成16. 4. 1 ~ 平成19.3.31

4. 名誉研究員

氏名	退職時官職名	在所期間	名誉研究員 発令年月日
白畑よし		昭和 5. 6.30 ~ 昭和27. 8. 1	昭和53.10.18
高田修	美術部長	昭和27.12. 1 ~ 昭和44. 3.31	昭和53.10.18
登石健三	保存科学部長	昭和27.10. 1 ~ 昭和50. 4. 1	昭和53.10.18
岡畏三郎	美術部長	昭和20. 5.15 ~ 昭和51. 4. 1	昭和53.10.18
秋山光和	美術部第一研究室長	昭和16.10. 1 ~ 昭和42. 2. 1	昭和54.10.18
久野健	情報資料部長	昭和20. 5.31 ~ 昭和57. 4. 1	昭和57.10.18
関千代	美術部第二研究室長	昭和18.12.15 ~ 昭和58. 4. 1	昭和58.10.18
横道萬里雄	芸能部長	昭和28. 3.16 ~ 昭和51. 4. 1	昭和59.10.18
上野アキ	情報資料部文献資料研究室長	昭和17.11. 3 ~ 昭和59. 4. 1	昭和59.10.18
江上綏	情報資料部主任研究官	昭和38. 5.18 ~ 昭和59. 3.31	昭和59.10.18
田村悦子	美術部主任研究官	昭和22. 6.16 ~ 昭和60. 3.31	昭和60.10.18
猪川和子	情報資料部文献資料研究室長	昭和22. 6.27 ~ 昭和60. 3.31	昭和60.10.18
伊藤延男	所長	昭和53. 4. 1 ~ 昭和62. 3.31	昭和62.10.18
三隅治雄	芸能部長	昭和27.10. 1 ~ 昭和63. 3.31	昭和63.10.18
樋口清治	修復技術部長	昭和37.11. 1 ~ 昭和63. 3.31	昭和63.10.18
田實榮子	美術部主任研究官	昭和23. 3.31 ~ 平成元. 3.31	平成元.10.18
見城敏子	保存科学部物理研究室長	昭和34. 4. 1 ~ 平成元. 3.31	平成元.10.18
濱田隆	所長	昭和62. 4. 1 ~ 平成 3. 3.31	平成 3.10.18
関口正之	美術部長	昭和42. 2. 1 ~ 平成 3. 3.31	平成 3.10.18
佐藤道子	芸能部長	昭和34. 4. 1 ~ 平成 4. 3.31	平成 4.10.18
馬淵久夫	保存科学部長	昭和50.10. 1 ~ 平成 4. 3.31	平成 4.10.18
新井英夫	保存科学部長	昭和45. 9. 1 ~ 平成 5. 3.31	平成 5. 4. 1
西川杏太郎	所長	平成 3. 4. 1 ~ 平成 8. 3.31	平成 8. 4. 1
門倉武夫	保存科学部生物研究室長	昭和32. 4. 1 ~ 平成 8. 3.31	平成 8. 4. 1
三輪英夫	美術部第二研究室長	昭和53. 8. 1 ~ 平成 8. 3.31	平成 8. 4. 1
蒲生郷昭	芸能部長	昭和56. 4. 1 ~ 平成10. 3.31	平成10. 4. 1
中里壽克	修復技術部第一修復技術研究室長	昭和39. 4. 1 ~ 平成10. 3.31	平成10. 4. 1
宮本長二郎	国際文化財保存修復協力センター長	平成 6. 4. 1 ~ 平成11. 3.31	平成11. 4. 1
羽田昶	芸能部音楽舞踊研究室長	昭和51. 4. 1 ~ 平成12. 3.31	平成12. 4. 1
中村茂子	芸能部民俗芸能研究室長	昭和39. 7. 1 ~ 平成13. 3.31	平成13. 4. 1
増田勝彦	修復技術部長	昭和48. 8. 1 ~ 平成13. 3.31	平成13. 4. 1
米倉迪夫	情報資料部長	昭和50. 9. 1 ~ 平成13. 3.31	平成13. 4. 1
星野紘	芸能部長	平成10. 4. 1 ~ 平成14. 3.31	平成14. 4. 1
平尾良光	保存科学部化学研究室長	昭和62. 4. 1 ~ 平成15. 3.31	平成15. 4. 1
井手誠之輔	協力調整官 情報調整室長	昭和62. 7. 1 ~ 平成16. 3.29	平成16. 3. 30
斎藤英俊	国際文化財保存修復協力センター長	平成11. 4. 1 ~ 平成16. 3.30	平成16. 3. 31
西浦忠輝	保存科学部長	昭和50.7. 1 ~ 平成16. 3.31	平成16. 4. 1
渡邊明義	所長	平成8.4.1 ~ 平成16. 3.31	平成16. 4. 6

氏名	退職時官職名	在所期間	名誉研究員 発令年月日
鈴木廣之	美術部日本東洋美術研究室長	昭和54. 9. 1～平成17.11.30	平成17.12. 1
青木繁夫	文化遺産国際協力センター長	昭和49. 7. 1～平成19. 3.31	平成19. 3.31

* 白畑よし名誉研究員は、平成 18 年 6 月 2 日逝去

* 高田修名誉研究員は、平成 18 年 10 月 27 日逝去

* 関千代名誉研究員は、平成 18 年 12 月 16 日逝去

5. 2006 (平成 18) 年度予算等

(1) 予算

(単位：千円)

事項	予算額
一般管理費	147,452
調査研究事業費	114,498
情報公開事業費	71,844
研修事業費	2,637
国際研究協力事業費	232,870
展示出版事業費	27,580
合計	596,881

(2) 科学研究費補助金交付一覧

(単位：千円)

研究種目	研究課題	研究代表者	交付額
基盤研究(A)	古墳壁画の保存環境に関する研究	三浦定俊	8,200
基盤研究(B)	太行山脈一帯に点在する仏教石窟群の包括的保護計画策定に関する日中共同研究	岡田健	3,800
〃	文化財用“臭化メチル代替新規燻蒸剤”等が収蔵品DNAに及ぼす影響の科学的評価	木川りか	2,600
〃	古墳や洞窟遺跡の保存に関する研究 水の影響とその対策	石崎武志	3,200
〃	「文化的景観」概念の成立とその国際比較	稲葉信子	4,400
〃	日本古代中世金銅仏の荘厳に関する調査研究	津田徹英	2,200
基盤研究(C)	民俗芸能保護における「記録選択」の意義に関する調査研究	宮田繁幸	900
〃	文化財の彩色材料の変遷に関する科学的調査研究	早川泰弘	1,200
〃	効率的な防災施策提言のための地震動予測地図と文化財データベースの融合手法の構築	二神葉子	2,100
若手研究(A)	文化財の透過撮影および材質調査を目的とした新しいX線検出器の開発	犬塚将英	10,800
若手研究(B)	ジェルクリーニング剤を用いたセッコ壁画表面の保存処理法に関する研究	谷口陽子	2,300

研究種目	研究課題	研究代表者	交付額
若手研究(B)	日本に所在する宋代彫刻の基礎的調査研究	皿井舞	1,400
〃	古代中央アジアにおける仏教文化の年代と伝播経路に関する研究	岩井俊平	1,200
〃	大規模イベントにおける民俗芸能・祭礼の利用の実態とその影響の調査研究	俵木悟	600
特別研究員奨励費	日本における歴史的建造物保存修理事業の方法と展開、その国際関係に関する研究	稲葉信子 研究分担者 ウーゴ・ミズコ	400
〃	古墳や洞窟遺跡の保存対策に関する研究	石崎武志 研究分担者 カリル・マグディ	1,200

(3) 受託調査研究一覧

(単位:千円)

研究課題	研究代表者	依頼元	受入額
シルクロード文化財保護フェロシップ事業	岡田健	財団法人文化財保護・芸術研究助成財団	8,894
陝西唐代陵墓石彫像保護修理事業	岡田健	財団法人文化財保護・芸術研究助成財団	1,934
関西大学博物館所蔵重要文化財縄文鉢形土器の復元修理	加藤寛	関西大学博物館	1,365
中国及び中央アジア各国におけるシルクロード広域の世界遺産登録推進運動の実態調査及び登録文化遺産または登録の可能性のある文化遺産の現状調査	山内和也	(株)NHKエンタープライズ	2,100
特別史跡キトラ古墳保存対策等調査業務	三浦定俊	文化庁	62,012
特別史跡高松塚古墳壁画保存対策等調査業務	三浦定俊	文化庁	23,206
文化遺産国際協力コンソーシアム事業	青木繁夫	文化庁	48,000
インドネシア・ジャワ島中部地震による文化遺産被害状況調査事業	青木繁夫	文化庁	3,444
ジャワ島中部地震被災文化遺産の保存修復にかかる調査協力	青木繁夫	文化庁	21,777
ベトナム・タンロン遺跡の保存に関する専門家派遣事業	青木繁夫	文化庁	1,431
ベトナム・タンロン遺跡の保存に関する考古調査専門家の派遣	青木繁夫	文化庁	2,977

(4) 外部資金による研究等一覧

(単位：千円)

研 究 課 題	相手先	担当部局	金 額
航空資料保存の研究	財団法人日本航空協会	修復技術部	300
紫外線を用いた劣化絹の調整方法の確立とその応用	(株)文化財保存	修復技術部	300
ユネスコ/日本信託基金 龍門石窟保護修復プロジェクト	ユネスコ北京	文化遺産国際協力センター	3,955
ユネスコ/日本信託基金 バーミヤーン遺跡の保護	ユネスコ事務局	文化遺産国際協力センター	9,571
ユネスコ/日本信託基金 イラク博物館における修復研究室復興プロジェクト	ユネスコ事務局	文化遺産国際協力センター	6,636
ユネスコ/日本信託基金 タジキスタンの仏教遺跡保護プロジェクト	ユネスコ事務局	文化遺産国際協力センター	2,883
龍門石窟の保存修復のための写真情報を活用した記録作成技術の開発と写真管理システムの構築	財団法人文化財保護・芸術研究助成財団	文化遺産国際協力センター	5,000
敦煌莫高窟の保存に関する日中共同人材育成事業	財団法人文化財保護・芸術研究助成財団	文化遺産国際協力センター	5,000
アフガニスタン流出文化財の調査：「バーミヤーン仏教壁画の材料と技法」の出版	財団法人文化財保護・芸術研究助成財団	文化遺産国際協力センター	2,700
周辺環境が文化財の劣化に及ぼす影響に関する研究	財団法人文化財保護・芸術研究助成財団	文化遺産国際協力センター	850
高松塚古墳壁画 漆喰壁体の再現研究	財団法人文化財保護・芸術研究助成財団	保存科学部	2,600
在外日本古美術品保存修復協力事業	財団法人文化財保護・芸術研究助成財団	修復技術部	5,000
東京文化財研究所における研究結果の公表(出版事業)	東京美術商協同組合	美術部	2,000
東京文化財研究所における研究事業の助成	(株)東京美術倶楽部	企画情報部	1,000

年度内主要事業一覧

期 日	事 業 名
06.4.13	在外日本古美術品保存修復協力事業運営委員会
06.5.12	外部評価委員会（一般有識者）
06.5.16	在外日本古美術品保存修復協力事業工房への説明会
06.5.30	在外日本古美術品保存修復協力事業運営委員会
06.6.1	文化遺産国際協力コンソーシアム事務局開設
06.6.5	保存担当学芸員フォローアップ研修
06.6.20	文化遺産国際協力コンソーシアム設立
06.7.5	海外の文化遺産国際協力推進フォーラム（キャピタル東急）
06.7.7	第10回「民俗芸能の映像記録作成」小会議
06.7.10～06.7.21	博物館・美術館等保存担当学芸員研修
06.7.15～06.8.27	共催展「近代日本洋画の巨匠 黒田清輝展」（豊田市美術館）
06.7.19	文部科学省評価委員会文化財研究所部会（文化庁）
06.8.2～06.8.3	伝統的修復材料に関する調査研究会「草木染」
06.8.17	文部科学省評価委員会文化財研究所部会（文化庁）
06.9.11～06.9.29	第10回国際研修「紙の保存と修復」
06.10.25	第20回国際文化財保存修復研究会「文化遺産の生物劣化と国際協力」
06.10.26	第19回近代の文化遺産の保存修復に関する研究会 鉄道文化財の利活用（交通科学博物館）
06.10.27～06.10.28	第40回美術部オープンレクチャー「人とモノの力学」
06.10.30～06.11.5	黒田記念館特別公開
06.11.16	保存科学部研究会「木質文化財の生物劣化対策」
06.11.22	無形民俗文化財研究協議会
06.11.24	研究会「コロタイプ技術の保存と印刷文化を考える会」
06.12.7	保存科学部研究会「文化財を取り巻く環境の湿温度解析」
07.1.16	文化遺産国際協力コンソーシアム設立記念シンポジウム
07.1.26	在外日本古美術品保存修復協力事業運営委員会
07.1.29	第3回文化財の防災計画に関する研究会「震災から美術工芸品をまもる」
07.2.5～07.2.7	アジア文化遺産国際会議
07.2.14～07.2.16	第30回文化財の保存及び修復に関する国際研究集会「無形文化遺産の保護 国際的協力と日本の役割」
07.2.28	保存科学部研究会「絵図資料の科学的調査にむけて」
07.3.10	第20回近代の文化遺産の保存修復に関する研究会「路面電車の運用と文化財の保存」

6. 独立行政法人文化財研究所の中期目標

(平成 18 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日)

(序文)

独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二十九条の規定に基づき、独立行政法人文化財研究所(以下「文化財研究所」という。)が達成すべき業務運営の目標(以下「中期目標」という。)を定める。

(前文)

我が国の長い歴史の中で、生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた国民の貴重な財産である文化財は、我が国の歴史、伝統、文化等の理解のために欠かすことのできないものであり、将来の文化の向上発展の基礎となるものである。我が国の優れた伝統文化を守り、伝え、発展させていくことは、文化政策の重要な課題であり、文化財に関する調査・研究の成果を生かしながら、文化財を大切に保存し次世代に継承するとともに、積極的に公開・活用を図り、多くの国民が文化財に対する理解を深め、親しめるようにしていくことが重要である。

文化財研究所は、我が国の文化財研究の中核的研究機関として、貴重な文化財を未来の人々に適切に継承していくために必要な知識・技術の基盤を形成する重要な役割を担っている。

このような役割を果たすため、文化財研究所の中期目標は、以下のとおりとする。

なお、「平成 17 年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人の見直しについて」(平成 17 年 12 月 24 日行政改革推進本部決定)を受け、国立博物館との統合を予定しており、両法人が有する人的・物的資源を最大限に活用し、国民の共通財産である文化財の保存及び活用を一層効率的かつ効果的に推進する観点から、事務及び事業の見直しについて検討すること。

I 中期目標の期間

文化財研究所が実施する業務は、多種多様な文化財の特質の解明や文化財に関する膨大な資料の収集・整理・分析等に多大の労力と時間を必要とするため、成果が得られるまでに長期間を要するものが多いことから、中期目標の期間は、平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 文化財に関する調査及び研究の推進

文化財に関する以下の調査及び研究を行い、貴重な文化財を未来の人々に適切に継承していくために必要な知識・技術の基盤の形成に寄与すること。

(1) 文化財の各分野に関する基礎的・体系的な調査及び研究や、総合的な視点に基づく文化財の調査研究手法の開発等を推進することにより、国及び地方公共団体における文化財保護施策の企画立案及び文化財の評価等に係る業務の基盤を形成することに寄与すること。

特に、文化財保護法の改正によって新たに保護の対象となった文化財に関する調査及び研究を推進し、今後の指定等の業務に係る基礎的な知見を形成すること。

(2) 最新の科学技術の活用による保存科学に関する先端的な調査及び研究や、伝統的な修復技術、製作技法、利用技法に関する調査及び研究を通じて、文化財の保存・修復に係る技術・技法や材料の開発・評価等を推進し、文化財の保存や修復の質的向上に寄与すること。

(3) 国や地方公共団体の要請に応じて、我が国の文化財保護政策上重要かつ緊急性の高い文化財の保存・修復に係る実践的な調査及び研究を実施すること。

2 文化財の保存・修復を通じた我が国の国際貢献への寄与

文化財の保存・修復に関する国際協力の拠点としての位置づけを明確化するとともに、その機能の充実を図ること。また、研究機関間の連携強化や共同研究、研究者間の情報交換の活発化、継続的な国際協力のネットワークの構築、アジア諸国等における文化財の保存・修復協力、技術移転・専門家養成等の支援等、有機的・総合的な事業展開を行い、人類共通の財産である文化財の保存・修復に関する国際協力を通じて、我が国の国際貢献に寄与すること。

3 調査研究成果の積極的な発信による社会への還元

調査及び研究の成果について、迅速な報告書の発行、利用価値の高いデータベースの構築等により、適時適切な公表を推進するとともに、一般公開施設について、研究公開の場としての機能を明確にし、公開機会の拡大及び施設の有効活用を図ることにより、研究者をはじめ広く社会に還元すること。

4 地方公共団体への協力等による文化財保護の質的向上

地方公共団体や大学、研究機関とのネットワークや連携協力体制を構築し、本法人が行った調査・研究成果の発信等を通じて、文化財に関する協力・助言の円滑かつ積極的な実施を図り、我が国全体の文化財の収集・展示、調査及び研究の質的向上に寄与すること。また、地方公共団体等の指導者層を主たる対象とする高度な研修事業や、若手研究者の育成に寄与するため実践的な連携大学院教育を実施し、今後の我が国の文化財保護における中核的な人材を育成すること。

業務運営の効率化に関する事項

事務、事業、組織等の見直し、外部委託の推進等により、経費の合理化を図ること。また、財源の多様化を図るとともに、運営費交付金を充当して行う業務については、国において実施されている行政コストの効率化を踏まえ、特殊業務経費を除き、5年間で一般管理費は15%以上、業務経費は5%以上の削減を図ること。

また、「行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）」を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減の取組みを行うとともに、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しに取り組むこと。

財務内容の改善に関する事項

1 自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適切な財務内容の実現を図ること。

積極的に外部研究資金、施設使用料等、自己収入の増加に努めること。また、自己収入額の取り扱いにおいては、各事業年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営に努めること。

2 管理業務の節減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定的経費の節減を図ること。

その他業務運営に関する重要事項

1 人事管理（給与管理、意識改革等）人事交流の適切な実施により、内部管理事務の改善を図ること。

また、効率的かつ効果的な調査研究を行うため、任期付き研究員制度の導入など、非公務員のメリットを活かした制度を活用すること。

2 長期的な展望のもとに施設・設備整備計画を作成し、整備を推進すること。

7. 独立行政法人文化財研究所の中期計画

(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

(序文)

独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第三十条の規定により、独立行政法人文化財研究所が中期目標を達成するための中期計画を次のとおり定める。

(基本方針)

独立行政法人文化財研究所は、我が国の文化財保護行政の基盤を支え、貴重な国民的財産である文化財の恒久的な保存・活用を図ることを目的として、文化財全般を対象とした基礎的・体系的な調査・研究及び文化財の保存等に関する科学技術を活用した先端的・実践的な研究を行うとともに、文化財保護施策における新たな課題や緊急性・重要性の高い調査・研究を実施する。

また、調査・研究成果の国民に対する迅速な公開と文化的活用、文化財の調査・保存等に関係する専門指導者層を主たる対象とした研修、専門的技術者の養成及び地方公共団体等への専門的・技術的な協力・助言等を行う。

さらに、国際的な文化財の保存等に関する我が国の拠点として、国内外の機関と連携した国際共同研究やアジア諸国を対象とした文化財の保存・修復事業を実施するとともに、専門家養成に関する支援など、文化財を通じた国際協力を積極的に推進する。

これらの目的達成のため、東京文化財研究所、奈良文化財研究所において、それぞれ下記のとおり調査・研究及び業務を遂行する。

(東京文化財研究所)

我が国の有形文化財、無形文化財及び民俗文化財の基礎的な調査・研究、文化財一般の保存・活用に資するための科学技術を活用した先端的な調査・研究と文化財の修復に関する技術的・実践的な調査・研究を行うとともに、地方公共団体や全国の博物館等あるいは文化財の保存に係る修復現場からの要請に応じた専門的な協力・助言及び主として専門指導者層を対象とした研修、調査・研究成果の公表、文化財に関する情報・資料の収集・公開等の業務を積極的に推進する。

(奈良文化財研究所)

遺跡・建造物・庭園等土地に結びついた文化財及び南都諸大寺及び近畿周辺を中心とした古寺社等における文化財の調査・研究を行うとともに、全国各地の発掘調査等に対する協力・助言及び埋蔵文化財に係わる専門指導者層を主たる対象とした研修、飛鳥資料館・平城宮跡資料館等における調査・研究成果の公表、文化財に関する情報・資料の収集・公開等の業務を積極的に推進する。

また、文化財の保護に関する国際協力を推進するため、東京文化財研究所と奈良文化財研究所に分散配置されている文化財国際協力部門の統合・集約化を図り、諸外国と文化財の保存・修復等に関する国際共同研究を行うとともに、アジア諸国を対象とした保存・修復技法、遺跡整備に関する技術移転、専門家養成に関する支援事業を実施し、対象国の文化財保護事業の確立を支援する。さらに文化財に係わる国際情報の収集・発信などを実施するとともに調査・研究成果等の公表を積極的に推進する。

なお、「平成17年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人の見直しについて」(平成17年12月24日行政改革推進本部決定)を受け、国立博物館との統合を予定しており、両法人が有する人的・物的資源を最大限に活用し、国民の共通財産である文化財の保存及び活用を一層効率的かつ効果的に推進する観点から、事務及び事業の見直しについて検討する。

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 文化財に関する調査及び研究の推進

(1) 文化財に関する基礎的・体系的な調査・研究の推進

文化財に関する基礎的・体系的な調査・研究として、国内外の機関との共同研究や研究交流も含めて以下の課題に取り組むことにより、国・地方公共団体における文化財保護施策の企画・立案、文化財の評価等に関する基盤の形成に寄与する。

文化財保護法の一部改正に伴い新たに保護対象となった文化的景観、民俗技術に関する基礎的・体系的な調査・研究を実施し、今後の指定をはじめとする保護施策に関する資料と指針を提供する。

我が国の有形文化財及びそれに関わる諸外国の文化財に関し、以下の課題に重点的に取り組む。

日本を含む東アジア地域における美術の価値形成の多様性の解明

我が国における近現代美術の歴史の解明

美術や文化財に対する理解を深めるための美術の創作のプロセスの解明

古都所在寺社所蔵の歴史資料・書跡資料等に関する原本調査を通じた日本の歴史、文化の研究

歴史的建造物の保存・修復・活用に関し重点物件に係る調査・研究を通じた基礎データの収集整理・公開

我が国の古典芸能及び伝統的工芸技術等の無形文化財の伝承実態を把握するとともに、その伝承・公開の基礎となる技法・技術を明らかにする。

我が国の風俗慣習、民俗芸能、民俗技術など無形民俗文化財の現在における伝承の実態、伝承組織、公開のあり方等を明らかにするとともに、各地の保存団体や保護行政担当者等とこれら研究成果及び問題意識の共有化を図り、「無形民俗文化財の映像記録作成ガイドライン（仮称）」等の指針を作成し公表する。

平城京、藤原京、飛鳥地域を中心とした我が国及び関連する中国・韓国等諸外国の遺跡の発掘調査並びに共同研究を行うとともに、出土品・遺構の調査・研究及び庭園等に関する基礎的な調査・研究を実施し、それにより古代日本の都城の構造及び建造物の様式並びに瓦・陶磁器・金属器等の手工業生産技術の実態やその変遷過程、庭園等の変遷過程、飛鳥地域の歴史等の解明に寄与する。

遺跡の保存・整備・活用に関する一体的な調査・研究、技術開発の推進及び整備事例のデータベース化等により、個々の遺跡の現況に応じた適切な保存修復・整備に資する。また、これに関連して、平城宮跡・藤原宮跡の整備・公開・活用に関する調査・研究を行い、文化庁が行う平城宮跡及び飛鳥・藤原宮跡の整備・復原事業に関して、専門的・技術的な協力・助言を行う。

(2) 文化財に関する新たな調査手法の研究・開発の推進

文化財の調査手法に関する以下の研究・開発を推進し、文化財を生み出した文化的・歴史的・自然的環境等の背景やその変化の過程を明らかにすることに寄与する。

光に対する物性を利用した高精細のデジタル画像を形成する手法に関する調査・研究を行い、文化財の色や形状・肌合いなどを正確かつ詳細に再現することを目指す。

小型可搬型機器の開発研究及び応用研究を行い、文化財の材質調査をその場で行えるようにする。また、有機化合物の物質同定を目的とした新規手法の検討及びその応用研究を行い、金属文化財や顔料など無機化合物に関する元素分析及び構造解析手法の確立等を目指す。

遺跡調査における新たな指標や属性分析法の確立に関する研究等を行い、全国における遺跡調査・研究の質的向上と発掘作業の効率化に資する。

木質古文化財の年輪年代測定等を進め、考古学・建築史・美術史の研究に資する。

遺跡出土の動植物遺体や古土壌の考古科学的分析により、過去の生業活動の解明と環境復元を行

う。

(3) 科学技術の活用等による文化財の保存科学や修復技術に関する先端的調査研究等の推進

最新の科学技術の活用による保存科学に関する先端的な調査及び研究や、伝統的な修復技術、製作技法、利用技法に関する調査及び研究として以下の課題に取り組むことにより、文化財の保存や修復の質的向上に寄与する。

生物被害を受けやすい木質文化財（社寺等建造物、彫刻など）の劣化診断や被害防止対策を確立する。

環境の調査手法、モデル実験やシミュレーション技術を用いた環境の解析手法の確立のための研究及び実践を行い、文化財を取り巻く保存環境の現状を把握し、改善することに資する。

屋外文化財の保存・修復の手法を確立する。また、文化財の防災についてその予防と被災後の情報収集を行い、文化財防災のネットワーク化の一層の推進を図る。

考古資料の材質・構造の調査法に関して、特にレーザーラマン分光分析法や高エネルギーX線CT・CR法の実用化を図る。また、考古資料の保存・修復に関する実践的な研究を実施する。

伝統的修復材料や合成樹脂などの物性、製作技法、利用技法に関する調査・研究をもとに、修復材料・技法の評価及び開発を行う。また、海外の文化財保存担当者を対象に、日本の修復材料の使用法や修理技術に関する研修等を行い本国での基本的な作品の取り扱いや保存処理に反映させる。

近代の文化遺産に特徴的な鉄、コンクリート、プラスチックなどの複合素材および技法について国際共同研究を実施し、その成果をもとに国内所在の近代文化遺産の保存・修復に関する手法を開発する。

(4) 我が国の文化財保護政策上重要かつ緊急に保存及び修復の措置等を行うことが必要となった文化財について、国・地方公共団体の要請に応じて、保存措置等のために必要な実践的な調査・研究を迅速かつ適切に実施する。

2 文化財の保存・修復に関する国際協力の推進

文化財の保存・修復に関する国際協力に関して、以下の事業を有機的・総合的に展開することにより、人類共通の財産である文化財の保存・修復に関する国際協力を通じて、我が国の国際貢献に寄与する。

(1) 文化財の保護制度や施策の国際動向及び国際協力等の情報を収集、分析して活用するとともに、国際共同研究を通じて保存・修復事業を実施するために必要な研究基盤整備を行う。また、国内の研究機関間の連携強化や共同研究、研究者間の情報交換の活発化、継続的な国際協力のネットワークを構築し、その成果をもとにアジア諸国において文化財の保存・修復事業を推進する。

(2) 諸外国における文化財の保存・修復に関する技術移転を積極的に進める。また、アジア諸国の文化財保護担当者や保存・修復専門家などの人材養成に関する支援事業を国内外で実施するとともに、人材養成に必要な教材や教育手法に関する研究開発を行う。

3 調査研究成果の積極的な発信による社会への還元

以下のとおり、調査・研究に基づく資料の作成及び文化財に関連する資料の収集・整理・保管を行うとともに、調査・研究成果を積極的に公表・公開し、研究者や広く一般の人が調査・研究成果を容易に入手できるようにする。

(1) 文化財関係の情報を収集して積極的に発信するため、ネットワークのセキュリティの強化及び高速化等に対応した情報基盤の整備・充実を図る。また、文化財情報の計画的収集・整理・保管及びこれらの電子化の推進による文化財に関する専門的アーカイブの拡充を行うとともに、調査研究に基づく成果としてのデータベースの充実を図る。

(2) 文化財に関する調査・研究に基づく成果について、定期的な刊行物を平成 17 年度の実績以上刊行するとともに、公開講演会、現地説明会、国際シンポジウムの開催等により、積極的に公開・提供する。また、研究所の研究・業務等を広報するためホームページの充実を図り、ホームページアクセス件数を前期中期計画期間の年度平均以上確保する。

(3) 黒田記念館、平城宮跡資料館、藤原宮跡資料室、飛鳥資料館については、研究成果の公開施設としての役割を強化する観点から展示を充実させ、調査・研究成果の内容を広く一般に理解を深めてもらうことに資する。入館者数については、前期中期計画期間の年度平均以上確保する。

(4) 文化庁が行う平城宮跡、飛鳥・藤原宮跡等の公開・活用事業に協力し、支援を実施する。また、宮跡等への来訪者に文化財に関する理解を深めてもらうため、解説ボランティア事業を運営するとともに、各種ボランティアに対して、活動機会・場所の提供等の支援を行う。

(5) 奈良県の「平城遷都 1300 年記念事業」にあわせ、平城京についてのこれまでの調査・研究成果を活かした展示・公開事業を行う。

4 地方公共団体への協力等による文化財保護の質的向上

我が国の文化財に関する調査・研究のナショナルセンターとして、これまでの調査・研究の成果を活かし、国・地方公共団体等に対する専門的・技術的な協力・助言を行うことにより、我が国全体の文化財の調査・研究の質的向上に寄与する。また、専門指導者層を対象とした研修等を行い、文化財保護に必要な人材を養成する。

(1) 地方公共団体や大学、研究機関との連携・協力体制を構築し、これらの機関が有する文化財に関する情報の収集、知見・技術の活用、本法人が行った調査・研究成果の発信等を通じて、文化財に関する協力・助言の円滑かつ積極的な実施を行う。

(2) 埋蔵文化財に関する高度な研究成果をもとに、地方公共団体等で中核となる文化財担当者に埋蔵文化財に関する研修及び保存科学に関する保存担当学芸員研修を実施する。なお、参加者等に対するアンケート調査を行い、80%以上の満足度が得られるようにする。

また、東京芸術大学、京都大学、奈良女子大学との間での連携大学院教育を実施し、若手研究者の育成に寄与する。

業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 事務、事業、組織等の見直し、外部委託の推進等により、経費の合理化を図ること。また、財源の多様化を図るとともに、運営費交付金を充当して行う業務については、国において実施されている行政コストの効率化を踏まえ、下記に掲げる業務の効率化を進め、特殊業務経費を除き、5 年間で一般管理費は 15%以上、業務経費は 5%以上の削減を図る。

(1) 両文化財研究所における共通業務の見直し及び事務の OA 化、IT の利活用、外部委託の推進等による一般管理部門の効率化

(2) 効果的な人員配置、外部人材の活用、業務の外部委託の推進等、業務の見直しによる研究・事業部門の効率化

(3) 省エネルギー、廃棄物減量化、リサイクルの推進、ペーパーレス化の推進による経費節減

(4) セミナー室等の積極的な活用、展示公開施設におけるミュージアムショップの運営等、施設の有効利用の推進

2. 「行政改革の重要方針（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）」を踏まえ、退職手当、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）及び今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分を除き、平成 17 年度と比して 5 年間で 5%以上の削減を図る。

また、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた、地場賃金の適正な反映、年功的

な給与上昇の抑制、勤務実績の給与等への反映等に取り組む。

3. 法人の自己点検評価のあり方について検討し、外部有識者による評価を含めた適切な自己点検評価を実施するとともに、評価結果を法人運営の改善に反映させる。

予算（人件費の見積りを含む。）収支計画及び資金計画

収入面に関しては、実績を勘案しつつ、外部資金等を積極的に導入することにより、計画的な収支計画による運営を図る。

また、管理業務の効率化を進める観点から、各事業年度において、適切な効率化を見込んだ予算による運営に努める。

（1）予算（中期計画の予算）

別紙のとおり。

（2）収支計画

別紙のとおり。

（3）資金計画

別紙のとおり。

短期借入金の限度額

(1) 予算(中期計画の予算)

平成 18 年度～平成 22 年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	14,215
施設整備費補助金	6,117
展示事業等収入	213
受託収入等	130
計	20,675
支 出	
一般管理費	2,275
うち人件費	1,073
うち物件費	1,202
研究・事業費	12,153
うち人件費	5,076
うち調査研究事業費	3,798
うち情報公開事業費	796
うち研修事業費	111
うち国際研究協力事業費	1,561
うち展示出版事業費	811
施設整備費	6,117
受託事業費	130
計	20,675

【人件費の見積り】

期間中総額 5,439 百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び退職者給与に相当する範囲の費用である。

【脚注】

・上記の他、奈良文化財研究所の本館改築に伴う移転経費及び特別展示・公開事業に係る経費が追加される見込みである。

・施設整備費補助金の金額については、平成 19 年度以降の施設・設備整備計画に基づき試算している。

(2) 収支計画

平成 18 年度～平成 22 年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	15,470
經常経費	15,470
一般管理費	2,170
うち人件費	1,073
うち物件費	1,097
研究・事業費	11,536
うち人件費	5,076
うち調査研究事業費	3,467
うち情報公開事業費	727
うち研修事業費	101
うち国際研究協力事業費	1,425
うち展示出版事業費	740
受託研究費	130
減価償却費	1,634
収益の部	15,470
運営費交付金収益	13,493
展示事業等の収入	213
受託収入等	130
資産見返運営費交付金戻入	159
資産見返物品受贈額戻入	1,475

(3) 資金計画

平成 18 年度～平成 22 年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	20,675
業務活動による支出	13,836
投資活動による支出	6,839
資金収入	20,675
業務活動による収入	14,558
運営費交付金による収入	14,215
展示事業等による収入	213
受託収入等	130
投資活動による収入	
施設整備費補助金による収入	6,117

短期借入金の限度額は、6 億円。

短期借入が想定される理由は、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合である。

重要な財産の処分等に関する計画

奈良文化財研究所本館改築計画の実施に伴い取り壊し予定。

剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、調査・研究、国際協力、情報公開及び展示出版の各事業の充実・向上に充てるとともに、これらに必要な施設・設備の整備に充てる。

その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

(1) 方針

職員の適正な配置と計画的な人事交流を推進する。また、効率的かつ効果的な調査研究を行うため、任期付き研究員制度の導入など、非公務員のメリットを活かした制度を活用する。

職務能率の維持・増進

ア 福利厚生充実

イ 職員の能力開発等の推進

(2) 人員に係る指標

常勤職員については、その人件費総額の抑制を図る。

(参考 1) 中期目標期間中の人件費総額

中期目標期間中の人件費総額見込み 5,439 百万円

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。

(参考2)

- ・ 期初の常勤職員数 126 人
- ・ 期末の常勤職員数の見込み 126 人

- 2 下記を含めた施設・設備の整備を計画的に推進する。
奈良文化財研究所本館改築

8. 関係法規一覧

独立行政法人文化財研究所業務方法書

平成十三年四月二日
文部科学大臣認可

(目的)

第一条 独立行政法人文化財研究所(以下「文化財研究所」という。)は、独立行政法人文化財研究所法(平成十一年法律第七十九号。以下「文化財研究所法」という。)第三条に規定する目的を達成するため、その業務に関し、独立行政法人通則法(平成十一年法律第三号)第二十八条第一項の規定に基づき、この業務方法書を定める。

(業務運営の基本方針)

第二条 文化財研究所の業務は、法令及びこの業務方法書の定めるところに従い、適正かつ確実な運営を期するとともに、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用を図るよう執行しなければならない。

(文化財研究所の業務を行うための施設)

第三条 文化財研究所は、次に掲げる施設において次条から第九条までの業務を行う。

- 一 東京文化財研究所
 - イ 東京文化財研究所本庁舎
 - ロ 黒田記念館
 - ハ その他の施設
- 二 奈良文化財研究所
 - イ 奈良文化財研究所本庁舎
 - ロ 平城宮跡資料館
 - ハ 飛鳥藤原宮跡発掘調査部庁舎
 - ニ 飛鳥資料館
 - ホ その他の施設

2 前項に掲げる施設は、常に良好な状態で維持管理しなければならない。

(文化財に関する調査及び研究)

第四条 文化財研究所は、次に掲げる文化財に関する調査及び研究を行う。

- 一 美術に関する調査及び研究
- 二 芸能に関する調査及び研究
- 三 建造物及び伝統的建造物群に関する調査及び研究
- 四 考古資料及びその他の歴史資料に関する調査及び研究
- 五 遺跡に関する調査及び研究
- 六 埋蔵文化財に関する調査及び研究
- 七 平城宮跡、藤原宮跡及び飛鳥地域における宮跡その他の遺跡に関する調査及び研究
- 八 文化財の保存に関する調査及び研究
- 九 文化財の修復に関する調査及び研究
- 十 文化財の情報及び資料に関する調査及び研究

(資料の作成及び公表)

第五条 文化財研究所は、前条の調査及び研究に基づき、次に掲げる資料を作成し、公表する。

- 一 調査報告、研究成果報告、研究論文等
- 二 写真、絵図、映像記録、音声記録等
- 三 復元模型、複製品等
- 四 データベース
- 五 その他

2 前項により作成した資料は、次に掲げる方法を用いて公開し、普及を図る。

- 一 研究発表会、公開学術講座、公開講演会、現地説明会等の開催
- 二 年報、調査報告書、研究成果報告書、研究論文集、図録等の刊行
- 三 黒田記念館、飛鳥資料館、平城宮跡資料館、飛鳥藤原宮跡発掘調査部展示室における展示・公開
- 四 データベース検索サービスの提供
- 五 ホームページ、広報資料等への掲載
- 六 その他

(情報及び資料の収集、整理及び提供)

第六条 文化財研究所は、次に掲げる文化財に関する国内外の情報及び資料を収集し、整理し、提供する。

- 一 図書、逐次刊行物、研究成果報告書、調査報告書、地図、絵図、拓本等
- 二 写真、スライド、マイクロフィルム、ビデオテープ、ビデオディスク等
- 三 レコード、録音テープ、コンパクトディスク等
- 四 その他

2 前項により収集及び整理した資料は、閲覧等多様な手法を用いて一般の利用に供する。

(研修)

第七条 文化財研究所は、第四条から第六条までの業務に関し、地方公共団体並びに文化財に関する調査及び研究を行う研究所その他これに類する施設(以下「地方公共団体等」という。)の職員の資質の向上を図るため、次に掲げる研修を行う。

- 一 文化財の保存修復に関する研修
- 二 埋蔵文化財の発掘、測量、写真撮影、報告書作成等に関する研修
- 三 その他

(援助及び助言)

第八条 文化財研究所は、第四条から第六条までの業務に関し、地方公共団体等の求めに応じて援助及び助言を行う。

(附帯業務)

第九条 文化財研究所は、第四条から前条までの業務に附帯する業務を行う。

(業務委託の基準)

第十条 文化財研究所は、第四条から前条までの業務について、当該業務が確実に実施でき、また委託する合理的な事由がある場合には、これらの業務の一部を外部の者に委託して実施することができる。

(競争入札その他契約に関する基本的事項)

第十一条 文化財研究所は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、すべて公告し

て申込みをさせることにより競争に付するものとする。ただし、予定価格が少額である場合その他の別に規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができる。

(業務細則の作成)

第十二条 文化財研究所は、この業務方法書に定めるもののほか、文化財研究所の業務に関し必要な細則を定める。

附 則

この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、平成十三年四月一日から適用する。

第 1 章 総 則

（目的）

第1条 この規程は独立行政法人文化財研究所（以下「文化財研究所」という）の組織、職制及び事務の分掌を定めることを目的とする。

（組織の名称及び位置）

第2条 文化財研究所に次のとおり、総務部、東京文化財研究所及び奈良文化財研究所を置く。

名 称	位 置
文化財研究所総務部	奈良県奈良市
東京文化財研究所	東京都台東区
奈良文化財研究所	奈良県奈良市

（職制）

第3条 東京文化財研究所及び奈良文化財研究所に所長を置く。

- 2 所長は理事長及び理事のうちから、理事長が命ずる。
- 3 所長は研究所の事務を掌理する。

第3条の2 総務部、東京文化財研究所及び奈良文化財研究所に一般職及び研究職を置き、法人の職員をもって充てる。

- 2 前項の研究職は、上席研究員、主任研究員及び研究員とする。

第4条 部、センター、課及び室にはそれぞれ部長、センター長、課長、及び室長を置く。

- 2 飛鳥資料館に館長を置く。
- 3 奈良文化財研究所都城発掘調査部に副部長を置く。
- 4 部長（総務部長及び管理部長を除く）、副部長及びセンター長は上席研究員をもって充てる。
- 5 部長及びセンター長は、上司の命を受け、当該部及びセンターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 6 副部長は部長を補佐する。
- 7 室長は上席研究員又は主任研究員をもって充てる。
- 8 課長及び室長は、上司の命を受け、当該課及び室の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
- 9 上席研究員及び主任研究員（部長、副部長及び室長は除く。）は、上司の命を受け、当該部又はセンターの専門的事項の調査研究について連絡調整し、及びその指導に当たる。
- 10 課には必要に応じ補佐を置くことができる。
- 11 課長補佐は、課長を補佐する。
- 12 係に係長を置く。
- 13 係長は、上司の命を受け、当該係の事務を処理する。
- 14 課には必要に応じて主任を置く。
- 15 主任は、上司の命を受け、課の事務のうち特定の事項を処理する。

第4条の2 課に専門員及び専門職員を置くことができる。

2 専門員は、上司の命を受け高度の専門的知識を必要とする事務を処理する。

3 専門職員は、上司の命を受け専門的知識を必要とする事務を処理する。

第2章 文化財研究所総務部

(文化財研究所総務部の事務)

第5条 文化財研究所総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 独立行政法人通則法に定める事務に関する事。
- 二 文化財研究所の職員の人事に関する事。
- 三 機密に関する事。
- 四 役員の官印及び所印の保管に関する事。
- 五 文化財研究所の所掌に係る公文書の接受、発送、編集及び保存に関する事。
- 六 文化財研究所の所掌事務に関する連絡調整に関する事。
- 七 文化財研究所の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関する事。

(文化財研究所総務部に置く課)

第6条 総務部に総務課を置く。

2 総務課は、前条に掲げる事務をつかさどる。

第3章 東京文化財研究所

(東京文化財研究所に置く部等)

第7条 東京文化財研究所に管理部、企画情報部、美術部、無形文化遺産部、保存科学部、修復技術部及び文化遺産国際協力センターを置く。

(管理部の事務)

第8条 管理部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 東京文化財研究所の職員の人事に関する事。
- 二 東京文化財研究所の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関する事。
- 三 機密に関する事。
- 四 所長の官印及び所印の保管に関する事。
- 五 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事。
- 六 東京文化財研究所の所掌事務に関する連絡調整に関する事。
- 七 東京文化財研究所の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関する事。
- 八 国際協力、研究交流に係る企画及び立案に関する事。
- 九 研修及び国際研究集会の実施に関する事。
- 十 前各号に掲げるもののほか、東京文化財研究所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(管理部に置く課)

第9条 管理部に管理課を置く。

2 管理課は前条に掲げる事務をつかさどる。

(企画情報部の所掌事務)

第10条 企画情報部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 各研究部における文化財情報の管理の統括を行うこと。
- 二 文化財所有者からの調査研究についての依頼の調整及び成果のとりまとめを行うこと。

(企画情報部に置く室)

第11条 企画情報部に情報システム研究室、文化財アーカイブズ研究室を置く。

2 情報システム研究室においては、前条第一号に掲げる事務のうち、東京文化財研究所の情報システムの管理・運営及び研究成果の公開に関するものをつかさどる。

3 文化財アーカイブズ研究室においては、前条第一号に掲げる事務のうち、文化財に関する情報及び資料の収集、整理、公開に関するもの並びに前条第二号に掲げる事務をつかさどる。

(美術部の所掌事務)

第12条 美術部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 美術に関する調査及び研究を行うこと。
- 二 前号の調査及び研究に基づく資料の作成並びにその公表を行うこと。

(美術部に置く室)

第13条 美術部に日本東洋美術研究室、黒田記念近代現代美術研究室及び広領域研究室を置く。

2 日本東洋美術研究室は、前条各号に掲げる事務のうち、日本、東洋の古代、中世、近世美術に関するものをつかさどる。

3 黒田記念近代現代美術研究室は、前条各号に掲げる事務のうち、日本、東洋の近代、現代及び西洋美術に関するもの並びに黒田記念館に関する事務をつかさどる。

4 広領域研究室は、前条各号に掲げる事務のうち、日本、東洋美術に関して人文、自然科学にわたる広領域に関するものをつかさどる。

(無形文化遺産部の所掌事務)

第14条 無形文化遺産部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 我が国の無形文化財、無形民俗文化財、文化財保存技術の保存・継承に関する調査研究を行うこと。
- 二 前号の調査及び研究に基づく資料の作成並びにその公表を行うこと。

(無形文化遺産部に置く室)

第15条 無形文化遺産部に無形文化財研究室、無形民俗文化財研究室及び音声・映像記録研究室を置く。

2 無形文化財研究室は、前条各号に掲げる事務のうち、無形文化財及び文化財保存技術に関するものをつかさどる。

3 無形民俗文化財研究室は、前条各号に掲げる事務のうち、無形民俗文化財に関するものをつかさどる。

4 音声・映像記録研究室は、前条各号に掲げる事務のうち、音声及び映像記録に関するものをつかさどる。

(保存科学部の所掌事務)

第16条 保存科学部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 文化財の保存に関する科学的な調査及び研究を行うこと（文化遺産国際協力センターの所掌に属するものを除く。）
- 二 前号の調査及び研究に基づく資料の作成並びにその公表を行うこと。

（保存科学部に置く室）

第17条 保存科学部に化学研究室、物理研究室及び生物科学研究室を置く。

- 2 化学研究室は、前条各号に掲げる事務のうち、化学的な調査及び研究に関するものをつかさどる。
- 3 物理研究室は、前条各号に掲げる事務のうち、物理学的な調査及び研究に関するものをつかさどる。
- 4 生物科学研究室は、前条各号に掲げる事務のうち、生物学的な調査及び研究に関するものをつかさどる。

（修復技術部の所掌事務）

第18条 修復技術部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 文化財の修復に関する科学的な調査及び研究並びに文化財の修復のための技術に関する調査及び研究を行うこと（文化遺産国際協力センターの所掌に関するものを除く。）
- 二 前号の調査及び研究に基づく資料の作成並びにその公表を行うこと。

（修復技術部に置く室）

第19条 修復技術部に修復材料研究室、伝統技術研究室及び近代文化遺産研究室を置く。

- 2 修復材料研究室は、前条各号に掲げる事務のうち、文化財の修復に関わる新材料、伝統材料に関するものをつかさどる。
- 3 伝統技術研究室は、前条各号に掲げる事務のうち、絵画、工芸品、建築など伝統的技法が基本となる修復に関するものをつかさどる。
- 4 近代文化遺産研究室は、前条各号に掲げる事務のうち、新材料及び新技術を応用した修復方法に関するものをつかさどる。

（文化遺産国際協力センターの所掌事務）

第20条 文化遺産国際協力センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 文化財の保存及び修復に係る国際協力を行うこと。
- 二 前号の事務に関する調査及び研究を行うこと。
- 三 前号の調査及び研究に基づく資料の作成並びにその公表を行うこと。
- 四 第一号の事務に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。

（文化遺産国際協力センターに置く室）

第21条 文化財国際協力センターに国際企画情報研究室、保存計画研究室及び地域環境研究室を置く。

- 2 国際企画情報研究室は、前条各号に掲げる事務のうち、文化財研究所が行う国際協力等の専門的事項についての連絡調整、企画並びに国際社会における文化財に関する理念、法制度等文化財と社会に関するもの及び人材養成に関するものをつかさどる。
- 3 保存計画研究室は、前条各号に掲げる事務のうち、世界各国・地域の文化財の保存、整備、修景計画及び活用計画並びに地域開発及び観光開発と文化財の関わりに関するものをつかさどる。
- 4 地域環境研究室は、前条各号に掲げる事務のうち、世界各国・地域の文化財の保存に関わる自然環境、歴史的・人文的環境及び経済的環境に関するものをつかさどる。

第22条 企画情報部、美術部、無形文化遺産部、保存科学部、修復技術部及び文化遺産国際協力センター並びにこれらに置かれる室は、第六条から前条までに掲げるもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 その所掌事務に関し、地方公共団体並びに文化財に関する調査及び研究を行う研究所その他これに類する施設（以下「地方公共団体等」という。）の職員に対する研修を行うこと。
- 二 その所掌事務に関し、地方公共団体等に対し、援助及び助言を行うこと。

第4章 奈良文化財研究所

（奈良文化財研究所に置く部等）

第23条 奈良文化財研究所に管理部、企画調整部、文化遺産部、都城発掘調査部、飛鳥資料館及び埋蔵文化財センターを置く。

（管理部の所掌事務）

第24条 管理部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 奈良文化財研究所の職員の人事に関すること。
- 二 奈良文化財研究所の職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。
- 三 機密に関すること。
- 四 所長の官印及び所印の保管に関すること。
- 五 公文書の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 六 奈良文化財研究所の所掌事務に関する連絡調整に関すること。
- 七 奈良文化財研究所の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
- 八 奈良文化財研究所の財産及び物品の管理に関すること。
- 九 奈良文化財研究所の所掌事務に係る遺跡その他の資料の保全のための警備に関すること。
- 十 奈良文化財研究所が行う研修に関すること。
- 十一 奈良文化財研究所の施設及び設備の維持並びに管理に関する事務を処理すること。
- 十二 奈良文化財研究所の保有する資料の展示、公開及び活用に関する事務を処理すること。
- 十三 奈良文化財研究所の情報基盤の整備並びに管理に関すること。
- 十四 前各号に掲げるもののほか、奈良文化財研究所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（管理部に置く課）

第25条 管理部に、管理課、業務課及び文化財情報課を置く。

- 2 管理課は、前条第一号から第八号まで及び第十四号に掲げる事務をつかさどる。
- 3 業務課は、前条第九号から第十一号に掲げる事務をつかさどる。
- 4 文化財情報課は、前条第十二号及び第十三号に掲げる事務をつかさどる。

（企画調整部の所掌事務）

第26条 企画調整部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 奈良文化財研究所が行う研究に係る事業の実施についての総合調整を行う。
- 二 奈良文化財研究所の所掌事務に関し、地方公共団体等の職員に対する研修及び地方公共団体等に対し、援助及び助言を行うこと。

- 三 文化財に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
- 四 奈良文化財研究所の情報システムの管理及び運営に関すること。
- 五 奈良文化財研究所が行う国際協力、国際交流及び国際研修等を行うこと。
- 六 奈良文化財研究所の研究成果及び保有する資料の展示、公開、活用に関すること。
- 七 文化財に関する写真の製作及び管理を行うこと。

(企画調整部に置く室)

第27条 企画調整部に企画調整室、文化財情報研究室、国際遺跡研究室、展示企画室及び写真室を置く。

- 2 企画調整室においては、前条第一号から第二号までの事務をつかさどる。
- 3 文化財情報研究室においては、前条第三号から第四号までの事務をつかさどる。
- 4 国際遺跡研究室においては、前条第五号の事務をつかさどる。
- 5 展示企画室においては、前条第六号の事務をつかさどる。
- 6 写真室においては、前条第七号の事務をつかさどる。

(文化遺産部の所掌事務)

第28条 文化遺産部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 歴史資料(考古資料を含む)及びその他の資料(都城発掘調査部、埋蔵文化財センター及び飛鳥資料館の所掌に属するものを除く)に関する調査及び研究を行うこと。
- 二 前号の調査及び研究に基づく資料の作成及びその公表を行うこと。
- 三 歴史資料(考古資料を含む)及びその他の資料(都城発掘調査部、埋蔵文化財センター及び飛鳥資料館の所掌に属するものを除く)に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
- 四 建造物及び伝統的建造物群に関する調査及び研究を行うこと。
- 五 前号の調査及び研究に基づき資料の作成並びにその公表を行うこと。
- 六 建造物及び伝統的建造物群に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
- 七 宮跡等整備に伴う専門的・技術的な調査及び研究を行うこと。
- 八 庭園及び文化的景観に関する調査及び研究を行うこと。
- 九 前号の調査及び研究に基づく資料の作成及びその公表を行うこと。
- 十 庭園及び文化的景観に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
- 十一 遺跡の保存・整備・活用(都城発掘調査部、埋蔵文化財センター及び飛鳥資料館の所掌に属するものを除く)に関する調査及び研究を行うこと。
- 十二 前号の調査及び研究に基づく資料の作成及びその公表を行うこと。
- 十三 遺跡の保存・整備・活用(都城発掘調査部、埋蔵文化財センター及び飛鳥資料館の所掌に属するものを除く)に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。

(文化遺産部に置く室)

第29条 文化遺産部に、歴史研究室、建造物研究室、景観研究室及び遺跡整備研究室を置く。

- 2 歴史研究室は、前条第一号から第三号までの事務をつかさどる。
- 3 建造物研究室は、前条第四号から第七号までの事務をつかさどる。
- 4 景観研究室は、前条第八号から第十号までの事務をつかさどる。
- 5 遺跡整備研究室は、前条第七号及び第十一号から第十三号までの事務をつかさどる。

(都城発掘調査部の所掌事務)

第30条 都城発掘調査部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 平城宮跡(平城京域、南都諸大寺を含む。以下「平城宮跡等」という。) 藤原宮跡及び飛鳥地域

における宮跡その他の遺跡（以下「藤原宮跡等」という。）の発掘調査を行うこと。

- 二 平城宮跡等及び藤原宮跡等に関する調査及び研究を行うこと。
- 三 前二号の業務に基づく資料の作成並びにその公表を行うこと。
- 四 平城宮跡等及び藤原宮跡等に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
- 五 平城宮跡等及び藤原宮跡等整備に係る専門的・技術的な調査及び研究を行うこと。
- 六 平城宮跡等及び藤原宮跡等の整備に関して、専門的・技術的な指導及び助言を行うこと。

（都城発掘調査部に置く室等）

第31条 都城発掘調査部に、考古第一研究室、考古第二研究室、考古第三研究室、遺構研究室及び史料研究室を置く。

- 一 考古第一研究室は、前条第一号から第四号までに掲げる事務のうち、木器、金属器等の遺物に関するものをつかさどる。
 - 二 考古第二研究室は、前条第一号から第四号までに掲げる事務のうち、土器等の遺物に関するものをつかさどる。
 - 三 考古第三研究室は、前条第一号から第四号までに掲げる事務のうち、瓦等の遺物に関するものをつかさどる。
 - 四 遺構研究室は、前条第一号から第五号までに掲げる事務のうち、遺構、計測及び修景に関するものをつかさどる。
 - 五 史料研究室は、前条第一号から第四号に掲げる事務のうち、木簡及び史料に関するものをつかさどる。
- 2 副部長は、前条第一号から第六号に掲げる事務のうち、平城宮跡等又は藤原宮跡等の事務を掌理する。

（飛鳥資料館の所掌事務）

第32条 飛鳥資料館は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 飛鳥地域に関する考古資料、歴史資料、建造物、絵画、彫刻、古文書その他の資料の収集、保管、展示、模写、模造、写真の作成、調査研究及び解説を行うこと。
- 二 飛鳥地域に関する図書、写真その他の資料の収集、整理、保管、展示、閲覧及び調査研究を行うこと。
- 三 飛鳥資料館の事業に関する出版物の編集及び刊行並びに普及宣伝を行うこと。

（飛鳥資料館に置く室）

第33条 飛鳥資料館に学芸室を置く。

- 2 学芸室は、前条に掲げる事務をつかさどる。

（埋蔵文化財センターの所掌事務）

第34条 埋蔵文化財センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 埋蔵文化財に関する調査及び研究を行うこと。
- 二 前号の調査及び研究に基づく資料の作成並びにその公表を行うこと。
- 三 埋蔵文化財に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
- 四 その所掌事務に関し、地方公共団体等の職員に対する研修及び地方公共団体等に対し、援助及び助言を行うこと。
- 五 奈良文化財研究所の情報システムの管理及び運営に関すること。
- 六 奈良文化財研究所が行う国際協力、国際交流及び国際研修等を行うこと。

(埋蔵文化財センターに置く室)

第35条 埋蔵文化財センターに保存修復科学研究室、環境考古学研究室、年代学研究室及び遺跡・調査技術研究室を置く。

2 保存修復科学研究室は、前条第一号から第三号に掲げる事務のうち、遺物・遺構の保存科学的な処理に関するものをつかさどる。

3 環境考古学研究室は、前条第一号から第三号に掲げる事務のうち、動植物遺存体等の調査法及び分析技術に関するものをつかさどる。

4 年代学研究室は、前条第一号から第三号に掲げる事務のうち、埋蔵文化財等の年代学に関するものをつかさどる。

5 遺跡・調査技術研究室は、前条第一号から第三号に掲げる事務のうち、埋蔵文化財の調査・研究手法及び測量・探査等に関するものをつかさどる。

第5章 その他

第36条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

附 則(平成13年4月1日独立行政法人文化財研究所規程第1号)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年4月1日独立行政法人文化財研究所規程第1-1号)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年4月1日独立行政法人文化財研究所規程第1-2号)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成18年4月1日独立行政法人文化財研究所規程第1-3号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。